

桶川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

公務の遂行を補助するために旅行する職員以外の者に対し旅費を支給できるように改正したいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

(1) 条例の趣旨に、職員以外の者に対して旅費を支給することを加える。
(第1条関係)

(2) 出張の定義に、職員以外の者が公務の遂行を補助するために旅行することを加える。
(第2条関係)

(3) 職員以外の者が、市の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため出張した場合に旅費を支給する規定を加えるとともに、項の繰下げ及び字句の整理を行う。
(第3条関係)

(4) 出張票又は出張依頼書により出張命令等を行う規定を加えるとともに、字句の整理を行う。
(第4条関係)

(5) 字句の整理を行う。
(第5条、第16条、第17条及び別表第2関係)

(6) 職員以外の者に支給する旅費の支給方法等について規定する。
(第18条関係)

(7) 条の繰下げ及び字句の整理を行う。
(第19条関係)

(8) 条の繰下げを行う。
(第20条関係)

(9) (7)の改正に伴い、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部

改正を行う。

(附則第2項関係)

3 施行期日

令和4年4月1日